

別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の13第6項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する法人が同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期償却費総額基準額6」は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「10又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は30」を消します。
- 3 「特定対象年度の基準所得等金額8」には、措置法令第27条の13第3項第1号《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する特定対象年度の同号に規定する基準所得等金額を記載します。
- 4 「前事業年度等の基準所得等金額の合計額9」には、措置法令第27条の13第3項第1号に規定する前事業年度等の同項第2号に規定する基準所得等金額の合計額を記載します。
- 5 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより記載します。
 - (1) 当該事業年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等11」の「前事業年度等②」の月数とが同じ場合 「11」から「15」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等11」の「前事業年度等②」の月数が当該事業年度の月数に満たない場合 「12」から「15」までの「前事業年度等②」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等11」の「前事業年度等②」の月数が当該事業年度の月数を超える場合 「11」から「15」までの「前一年事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額15」の「前事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額13」の「前事業年度等②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第13項第2号ロ《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》に規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。